

その取り組みや大洲特有の料理メニューを取り入れるなど、うかい登録店と協力しながら観光振興と地域活性化を図っていききたいと考えている。

市民福祉委員会

委員長 向井 敏憲

■大洲市国民健康保険税条例の一部改正について

説明 今回の改正は、昨年引き続き、医療分の保険税は据え置き、介護分の税率を改正し、国保財政の安定確保と被保険者の負担の公平を図ろうとするものである。

問 2年続けての被保険者の負担増における今後の国保財政の見通しについて

答 被保険者の負担が一度に過重とならないよう国保運営協議会に諮問を行った上での提案であるが、また財源不足のため医療分も課税所得の減額などにより厳しい状況が続いており、今回は昨年度の繰越金を充てる事により医療分保険税は据え置きとし、介護分のみを引き上げをお願いするも

のである。

■粗大ゴミの回収について

問 大洲市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の改正及び処理業務の内容について

答 現行条例では、長浜地域は1個につき千円、肱川・河辺地域は品目により異なる手数料を設定していたが、今回の改正で全市を統一し、粗大ゴミの処理手数料は粗大ゴミシール(千円)の販売をもって徴収することとした。

処分業務の概要は、毎月1回の戸別収集方式とし、収集品目は、タンスやソフ



シールを貼り回収されている粗大ゴミ(長浜地区)

アー、机、椅子、自転車、布団などを予定している。基本的にはそのままの形で出し、委託業者で再処理できるよう分別を行うこととするが、家電4品目や産業廃棄物系のもの、農機具やタイヤなどは収集する予定はない。

詳細を検討し、10月からの実施に向け、広報等を通じて市民に周知を図っていききたいと考えている。

建設農林委員会

委員長 宮本 増憲

■ペットボトル用緑茶生産の実証検証について

問 事業の内容と将来の展望について

答 この事業は清涼飲料メーカーからの依頼を受け、ペットボトル用の緑茶の原料となるお茶の産地としての可能性を検証するため、実証事業として愛媛県の補助を受け愛媛たいき農協を事業実施主体として取り組もうとしているものであり、県試験場及びメーカーの指導、先進的な生産地を参考に約5年をかけて指針を作

成することとしている。

お茶は長期土地利用型作物として分類され、約50年間収穫できるといわれている。将来的には担い手等の懸念もあるが、長期的な展望にたった農家の育成を図るため、お茶栽培の実証を行いつつながら農業生産法人を設立し、農家との契約により一括での栽培を考えている。

■大洲城南隅公園整備事業について

説明 この事業は旧大洲藩主、加藤家の末裔である加藤泰通氏が大正年間に建築し現在に至っている加藤家

に設けられていることなど、藩主末裔の居室ならではの特徴が色濃く残っていることから、この建物を修復し、歴史的価値も含めた観光施設として保存したいと考えている。

した史跡公園として位置付け、市民の憩いの場、観光客の回遊ルートの強化を図ることを目的に整備するもので、今回の補正では年度内の完成を目指して、建物の保全・公園整備工事に関する予算を計上したものである。

問 計画の概要について

答 この建物は、加藤家の末裔が居室として使用した格式あるもので、家長・嫡男・来客専用の玄関と、その他家族専用の玄関とが別々



加藤家旧居室跡